

民泊を行うには手続きが必要です

墨田区内でいわゆる民泊を行う場合には、以下の方法があります。

- (1) 旅館業法の許可を得る
- (2) 住宅宿泊事業法の届出を行う
⇒住宅を活用した宿泊サービスの提供を行う住宅宿泊事業者には、標識の掲示が義務付けられていて、届出番号等の記載された標識が施設の玄関付近等に掲示されています。



(標識例)

<住宅宿泊事業者に課されていること>

住宅宿泊事業法においては、地域周辺環境への悪影響の防止、治安維持、犯罪防止等の観点から、様々な義務が住宅宿泊事業者に義務付けされています。主なものは、以下のとおりです。

- (1) 宿泊者の安全の確保
- (2) 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保について
- (3) 宿泊者名簿の備え付け
- (4) 周辺地域への悪影響の防止
事業者は宿泊者に対し、騒音の防止、ごみの処理、火災の防止のために配慮すべき事項の説明を行うこと
- (5) 苦情等への対応
事業者は、周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応すること
- (6) 住宅宿泊管理業者への委託
家主不在型等の場合には、上記(1)～(5)の措置を住宅宿泊管理業者に委託すること

<住宅宿泊事業に関する相談窓口>

「住宅宿泊事業法」「住宅宿泊事業の届出」に関することや、その他民泊の制度などに関するお問い合わせについての相談窓口として、観光庁がコールセンターを設置しています。ご不明な点等ありましたら、**民泊制度コールセンター**（0570-041-389）までご相談ください。

<違法民泊について>

宿泊料を取って宿泊サービスを提供する場合には、旅館業法の許可や住宅宿泊事業法の届出等を行う必要があります。これらの手続きを行わずに宿泊サービスの提供を行っている場合は、旅館業法の無許可営業となり罰則の対象となります。このような事象を見つけた場合は、墨田区保健所生活衛生課（03-5608-6939）までご連絡ください。